

（知的障害者更生施設松陽寮を利用する場合の使用料）

種別	金額
一 障害福祉サービス料	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
二 施設訓練等支 援費	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項又は第三項の規定により算定した額
三 施設利用者負担額	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
四 食事料その他の 特定費用	実費を基準として知事が定める額

備考 この表において「食事料その他の特定費用」とは、知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞中に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

別表（重症心身障害児施設わかば療育園を利用する場合の使用料等）の表三の項及び四の項を次のように改める。

三 障害福祉サービス料	障害者自立支援法第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
四 食事料その他の 特定費用	実費を基準として知事が定める額

別表（重症心身障害児施設わかば療育園を利用する場合の使用料等）の表備考に次のように加える。

- 4 この表において「食事料その他の特定費用」とは、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞中に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

第十二条 広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部を次のように改正する。
別表第一三の項種別の欄中「障害福祉サービス料」の下に「（指定旧法施設支援に係るものを除く。）」を加え、同表中

四 施設訓練等支 援費	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項又は第三項の規定により算定した額
五 施設利用者負担額	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額

四 障害福祉サービス料（指定旧法施設支援に係るものに限る。）	障害者自立支援法附則第二十一条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
--------------------------------	---

五 障害児施設支 援料	児童福祉法第二十四条の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
----------------	--

改め、同表七の項を同表九の項とし、同表六の項を同表八の項とし、同表五の項の次に次の二項を加える。

六 障害児施設診療料	児童福祉法第二十四条の二十第二項第一号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
七 障害児施設食事療養料	児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

別表第一備考四中「知的障害者福祉法第十五条の十一第一項」を「児童福祉法第二十四条の二第一項」に改め、同表の備考中第四号を第五号とし、第三号の次に次のように加える。

- 四 この表において「指定旧法施設支援」とは、障害者自立支援法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五項及び第六項の規定 公布の日

二 第三条の規定及び第五条中修学資金等の返還債務の免除に関する条例本則の表介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄の改正規定並びに第六条、第七条、第九条、第十条及び附則第四項の規定 平成十八年四月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十八年十月一日
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に関する経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十一条の二の規定は、平成十八年十月一日以後に入所する者の入所している期間に適用し、同日前に入所した者の入所している期間は、なお従前の例による。
(修学資金等の返還債務の免除に関する条例に関する経過措置)

3 この条例による改正前の修学資金等の返還債務の免除に関する条例(次項において「旧条例」という。)本則の表保育士修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する知的障害者援護施設において保育士の業務に従事した者については、当該知的障害者援護施設において保育士の業務に従事した期間を、この条例による改正後の修学資金等の返還債務の免除に関する条例(次項において「新条例」という。)本則の表保育士修学資金の項修学資金等の種類の欄に規定する障害者支援施設において保育士の業務に従事した期間とみなす。

4 旧条例本則の表介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄に規定する児童居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業及び知的障害者居宅介護等事業のホームヘルパーは、新条例本則の表介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄の規定による返還の債務の免除を受けるために必要な業務に従事した期間の算定については、新条例本則の表介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄に規定するその他介護等を受ける者の居宅において介護等の業務に従事する者とみなす。

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改

正)

5 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条のうち、広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例別表第一の改正規定中

四 居宅生活支援費	児童福祉法第二十一条の十第二項、身体障害者福祉法第十七条の四第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第二項の規定により算定した額
五 居宅利用者負担額	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号、身体障害者福祉法第十七条の四第二項第二号又は知的障害者福祉法第十五条の五第二項第二号の規定により算定した額
六 施設訓練等支援費	身体障害者福祉法第十七条の十第二項の規定により算定した額
七 施設利用者負担額	身体障害者福祉法第十七条の十第二項第二号の規定により算定した額
八 器具その他物品の利用料金	実費を基準として知事が定める額
四 障害福祉サービス料	障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
五 施設訓練等支援費	身体障害者福祉法第十七条の十第二項又は第三項の規定により算定した額
六 施設利用者負担額	身体障害者福祉法第十七条の十第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額
七 食事料その他の特定費用	実費を基準として知事が定める額
八 器具その他物品の利用料金	実費を基準として知事が定める額

改め、同表備考に次のように加える。

4 この表において「食料料その他の特定費用」とは、身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。

改める。

第七条のうち、広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例別表の改正規定中

三 居宅生活支援費	児童福祉法第二十一条の十第二項、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第二項又は知的障害者福祉法第十五条の五第二項の規定により算定した額
四 居宅利用者負担額	児童福祉法第二十一条の十第二項第二号、身体障害者福祉法第十七条の四第二項第二号又は知的障害者福祉法第十五条の五第二項第二号の規定により算定した額
五 施設訓練等支援費	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項の規定により算定した額
六 施設利用者負担額	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第二号の規定により算定した額
三 障害福祉サービス料	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第三項の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
四 施設訓練等支援費	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項又は第三項の規定により算定した額
五 施設利用者負担額	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額又は同条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した額

六 食料料その他の特定費用
 実費を基準として知事が定める額

「三 この表において「老人」とは、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者をいう。

「三 この表において「老人」とは、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者をいう。

四 この表において「食料料その他の特定費用」とは、知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住又は滞中に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住若しくは滞中に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用をいう。」

に改

（広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の効力）
 6 この条例及び広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第二十号）に同一の条例についての改正規定がある場合においては、当該条例は、この条例によってまず改正され、次いで広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第二十号）によって改正されるものとする。

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤田雄山
 職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。
 第二条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年」を「十一

年」に改める。

第二条の二中「から第五条まで」を「及び第六条の五」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二章第三条の前に次の一条を加える。

(一般の退職手当)

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、

同条第一項中「又は第五条第一項若しくは第二項」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年」を「十六年以上二十年」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年」を「十年」に改め、同項第二号中「六年以上十年」を「十一年以上十五年」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年」を「十六年」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを「(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者(次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)、二十年」を「十一年」に改め、「限る。」又は「の下に「二十五年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第二号中「二十年」を「十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「十六年以上二十四年」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第

二項中「二十年」を「十一年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第五条の見出し中「場合」の下に「の退職手当の基本額」を加え、同条第一項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年」を「二十五年」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年」を「二十六年以上三十四年」に改め、同項第四号中「三十一年」を「三十五年」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とする。

第五条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第一項の規定に該当する者」を「第五条第一項に規定する者」に改め、「終えて退職した者」の下に「及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの」を加え、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められ

<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>ているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に應じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に應じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した

理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは第七条の三第二項に規定する指定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は第七条の三第二項に規定する指定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第七条の三第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する公庫等職員としての引き続きいた在職期間

四 第七条の三第二項に規定する場合における指定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則（職員の給与に関する条例

（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第五項に規定する技術員等及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員については、任命権者の定める規程。以下同じ。）で定める在職期間

第六条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第五条の二」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條の二	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六條	第三條から第五條まで	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日給料月額に応じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の

同項第二号口
する第五條の二第一項の

同項の
同條の規定により読み替えて適用する同項第二号口

第六條の二第一
特定減額前給料月額
特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

第六條の二第二
特定減額前給料月額
特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

第五條の二第一項第二号口	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
第五條の二第一項第二号口	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前給料月額に百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

（退職手当の調整額）

第六條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五條の

二 第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日に属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定による育児休業の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可又は地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員に区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- 一 第一号区分 六万二千五百円
- 二 第二号区分 五万円
- 三 第三号区分 四万五千八百五十円
- 四 第四号区分 四万七千七百円
- 五 第五号区分 三万三千三百五十円
- 六 第六号区分 二万五千円
- 七 第七号区分 二万八百五十円
- 八 第八号区分 一万六千七百円
- 九 第九号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第五号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十
- 二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十
- 三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十
- 四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

第七条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「地方公務員法若しくは同法に基づく条例の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病によ

る休職を除く。)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二
 条の規定による育児休業の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六
 条の規定による大学院修学休業の許可又は停職その他これらに準ずる事由により現実に職
 務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつ
 た月を除く。)」を「休職月等」に改め、「月数(」の下に「育児休業をした期間(当該
 育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)」についてはその月数
 の三分の一に相当する月数とし、」を加え、「その月数)」を「その月数とする。)」
 に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各
 項」に、「第四条」を「第四条第一項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職
 手当の基本額」に改め、同条第七項中「第五条第三項又は第十条の規定による」を「前条
 又は第十条の規定により」に改め、同条第八項中「規定による」を「規定により」に、
 「前七項」を「前各項」に改める。

第八条第一項中「支給しない」を「支給しない」に改め、同条第二項を第三項と
 し、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当す
 る部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- 一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者
 並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した
 者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの
- 二 その他の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で人事委員会規則
 で定めるもの

第十二条第三項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び
 第十二条の三第一項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第十二条の二第一項及び第四項並びに第十二条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職
 期間」に改める。

附則第六項中「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第六条の五の」に、
 「第三条から第五条の二まで、第六条」を「第二条の三から第五条の三まで、第六条から

第六条の五まで」に改め、同項第一号中「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第
 二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第七項及び附則第八項中「第三条から第五条の二まで」を「第二条の三及び第六
 条の五」に改める。

附則第十七項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第五
 条の三」に改める。

附則第十八項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基
 本額」に改める。

附則第十九項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第二十一項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第五条の二」を「第
 五条の三」に、「第五条第一項」を「第五条第一項及び第五条の二第一項」に改め、同
 項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十一項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退 職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日の属する年度の末日 におけるその者の年齢との差に相当する 年数(十年を超える者にあつては十年と する。一年につき百分の三(退職の日 の属する年度の末日における年齢が五十 五年以上の者にあつては、百分の二)を 乗じて得た額の合計額
第五条の二第一 項第一号	及び特定減額前給料月 額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額 前給料月額に退職の日において定められ ているその者に係る定年と退職の日の属 する年度の末日におけるその者の年齢と の差に相当する年数(十年を超える者に あつては十年とする。一年につき百分 の三(退職の日の属する年度の末日にお

<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>ける年齢が五十五年以上の者にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の二第一項第二号</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(十年を超える者にあつては十年とする。)一年につき百分の三(退職の日の属する年度の末日における年齢が五十五年以上の者にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額に、</p> <p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

附則第二十二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「第六条」の下に「から第六条の三まで」を加える。
 附則に次の一項を加える。

26 退職した者の基礎在职期間中に給料月額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会(職員の給与に関する条例附則第五項に規定する技術員等及び地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員については、任命権者)が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条、附則第十七項から第十九項まで、附則第二十一項及び附則第二十二項並びに附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年広島県条例第五十三号。以下「昭和三十七年改正条例」という。)附則第三項、附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。)附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年広島県条例第五十四号。以下「平成十五年改正条例」という。)附則第十三項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の三から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、附則第十七項から第十九項まで、附則第二十一項及び附則第二十二項並びに附則第四条、附則第五条、附則第八条の規定による改正後の昭和三十七年改正条例附則第三項、附則第九条の規定による改正後の昭和四十八年改正条例附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正後の平成十五年改正条例附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2

職員のうち新条例第七条第五項及び第七条の三第一項から第三項までの規定により新条例第五条の二第二項第二号から第五号までの規定に規定する期間が新条例第七条第一

項に規定する職員としての引き続きいた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続きいた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

第三条 職員が施行日以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第三条から第五条の二まで、第六条、附則第十七項から第十九項まで、附則第二十一項及び附則第二十二項並びに附則第八条の規定による改正前の昭和四十八年改正条例附則第五項から第八項まで並びに附則第十条の規定による改正前の平成十五年改正条例附則第十三項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもので、次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が十万円を超える場合には、十万円)

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの、次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が百万円を超える場合には、百万円)

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの、次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円)

イ 新条例第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第二項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

第四条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年広島県条例第 号) 附則第二条第一項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

第五条 新条例第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間

第六条 施行日以後平成十九年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した者に対する退職手当の調整額を計算する場合においては、新条例第六条の四第一項第一号中「六万二千五百円」とあるのは「四万六千三百円」と、同項第二号中「五万円」とあるのは「三万五千円」と、同項第三号中「四万五千八百五十円」とあるのは「三万四千三百九十円」と、同項第四号中「四万七千七百円」とあるのは「三万三千三百六十円」と